

# 第2次 新横田基地公害訴訟 原告団ニュース

発行者

第2次新横田基地公害訴訟原告団

〒197-0003 東京都福生市熊川1655-3

白鳥第2ビル302号

TEL/FAX. 042-552-4451

Email : syokotas@vesta.ocn.ne.jp

<http://www.yokota-kougai.com>

## 第7回口頭弁論期日の報告

弁護団事務局長 加納 力

1月28日に東京地裁立川支部で開かれました第7回口頭弁論についてご報告します。

今回の弁論期日を迎えるまでに、事前に原告住民側と被告国側との間でいくつかの書面のやりとりがありました。原告側からは、昨年多くの方のご協力いただき作成した陳述書の大半を提出した後、2つの準備書面と関連証拠を提出しました。国側からは1つの準備書面と関連証拠が提出されています。

当日の弁論では、原告側から提出した2つの準備書面について、河津弁護士と山崎弁護士にそれぞれ内容の要旨を口頭で陳述してもらいました（詳しくは、両弁護士が執筆した別稿をご参照下さい）。河津弁護士が担当したのは、国が今回の裁判のために新たに作成した環境庁方式コンターと昼間騒音を控除したコンターの問題点の指摘で、山崎弁護士が担当したのは、航空機事故や落下物事故、米軍関係者が引き起こす事件など、基地周辺住民がこうむっている騒音以外の被害についての主張です。

これに対して、国は法廷では主張内容を説明しませんでした。今回提出された書面の内容

は、住宅防音工事が実施された各原告宅をリストアップし、これらの住宅では騒音が静かになっているので、損害も減少しているはずだというものでした。防音工事でカットされる騒音量に比例して被害が減るわけではないことは、原告のみなさんには常識だと思いますが、防音工事で騒音被害が解消するという誤解は案外広くまん延しています。裁判官も誤解しているかも知れません。今後の現地検証や原告本人尋問を通じて、誤解を取り除いていく必要があります。

また、今回の弁論では、ビデオ検証の日程が決まりました。次々回、4月22日の法廷で、横田基地の飛行状況などをまとめたビデオを上映し、裁判官に見てもらいます。パラシュート訓練やオスプレイの飛来状況なども盛り込む予定です。いよいよ本格的な立証段階に進みます。みなさんのご参加をお待ちしています。



### 3月18日 第8回口頭弁論

地裁立川支部101号法廷 午前10時30分開始

報告集会：11時20分～12時30分（弁護士会館）

弁論終了後の11:30からは第4回進行協議が行われます。こちらはおもに弁護団が対応しますが、今回の報告集会では進行協議の報告もいたしますので長時間となりますが、どうぞご参加ください。

報告集会では弁護団から「損害賠償の将来請求についての問題点」の説明と、元米空軍兵士（福生市在住）の現役兵士時代のお話を伺うコーナーも予定しています。

### 4月22日 第9回口頭弁論

地裁立川支部101号法廷  
午後2時～3時30分

法廷で横田基地の飛行状況のビデオ上映を行い、裁判官に被害を訴えます。ふるってご参加ください。

## 騒音被害に加えて、墜落事故、落下物事故、燃料漏出事故 火災事故、オスプレイ問題などの被害を被っている

山崎 明宏 弁護士



皆様、こんにちは。弁護士の山崎明宏です。1月28日に行われた弁論で、私が陳述した内容につきご説明いたします。

今回私が陳述した内容は、騒音被害以外

に皆様が被っている様々な被害についてです。具体的には、墜落事故等の航空機事故、オスプレイの飛行及び配備問題、落下物事故、基地施設による燃料漏出事故及び火災事故、米兵による犯罪被害、さらにはこれら被害を受けた周辺住民の基地に対する拒否反応について述べさせていただきました。

私は、あのような大きな法廷で発言するという機会が初めてであったため、多少緊張してしまいました。本当は、傍聴席の皆様のお顔を見たり、裁判官の顔を見たりしながら、語りかけるように陳述するつもりだったのですが、なかなかそこまでの余裕は思うようにはできませんでした。しかし、あのような大舞台に立てたことは、弁護士3年目の若輩者の私にとって大変貴重な経験であり、今後に生かせるのではないかと思います。

裁判後に行われた報告集会では、原告団の皆様から、なぜパラシュート訓練について触れなかったのか、あるいは、弁護士はもっと被害の実態を知るべきであるといった厳しいご指摘を受け、まだまだ皆様のお気持ちを理解できていなかった、と反省させられました。弁護士としてまだ発展途上であることを実感させられた一日であるとともにいい経験をさせてもらった一日でもありました。今後ともよろしくお願い致します。

## 環境庁方式のW値は非科学的 「慰謝料切り下げ目的」の不当なカウンター

河津良亮 弁護士



みなさまこんにちは。寒い日が続いておりますが、お風邪などひいてはいないでしょうか。

1月28日の裁判では前々回の裁判に続いて、私の方から被告の国が主張している横田基地における騒音が違法かどうかの判断は環境庁方式によるW値であるべきだというものと昼間騒音控除後のW値で判断するべきだという点についての反論の陳述を行いました。この内容につきましては前回のニュースでも解説がなされたと思いますので今回は簡単にしますが、このW値というのは空港騒音訴訟に慣れていない方だとなかなか理解するのが難しいところですので、万一裁判所が国の誤った主張に理解を示してし

まうと大変なことになる、具体的には本来救済されるべき人が救済されなくなってしまうので私が陳述した部分はこの裁判においても非常に重要なところですので。そのために2回も続けて行うことになりました。

たくさんの原告の方にも来て頂いておりますので、前々回はかなり緊張し、裁判官や国の代理人の表情を見る余裕はなかったのですが、2回続けてとなりましたので前回よりは緊張せずに出来たかなと思っております。ただし、裁判官や国の代理人が何を考えて聞いているのかまでは分かりませんでした。また、傍聴席にいらっしゃる皆様の方まで見る余裕はまだない状態でしたので、今後も陳述の機会がありましたらもっと皆様にも分かりやすく陳述できるようにしなければならぬと感じております。その後の報告集会でも感じたことですが、皆様の熱意と関心が今回初めて弁護団に加入させていただいた私のような弁護士を育てていくと思いますので、今後も皆様の叱咤激励をいただきますよう、お願い致します。

原告団事務局からお願い  
転居したときは・・・事務所にご連絡ください

- ◆ 転居先が被害地域の内外にかかわらず、まずは事務所にご連絡ください。
- ◆ また、被害地域外へ転居しても原告としての資格を有します。



## 空港弁護団連絡会の結成！

弁護団副団長 中杉 喜代司

空港弁連（略称）は、全国で続いている基地騒音訴訟の弁護団の協議組織です。全国の裁判所には、厚木、小松、嘉手納、普天間、岩国、そして横田（第2次新横田と第9次横田の2つ）の7つの訴訟が係属しています。以前は、各訴訟の結審や判決のときに各訴訟団や弁護団の人たちが集まった際、各訴訟の情報交換を行うことがよくあり、それを「空港弁連」と呼んでいました。

2010年3月に沖縄で基地騒音訴訟のシンポジウムが開催されましたが、その実行委員となった各弁護団の弁護士らは各訴訟の情報交換とともに、勉強会を継続して開催しようという

ことになり、当弁護団でも参加しました。この勉強会の参加者を中心として、それぞれの弁護団に呼びかけ、昨年9月27日に各弁護団の団長、事務局長等の中心の人たちが集まって、事務局をもった正式な「空港弁連」を立ち上げました。

この「空港弁連」では、これまでの単なる情報交換の場だけではなく、各弁護団が有する主張書面や証拠を相互に利用しやすくしたり、差止請求を認めさせるために、研究の進んでいる欧米の文献を共同で翻訳したり、専門家を呼んで勉強会を開いたり、勝訴に向けて協力関係を強めていくことが目的です。現在、全国7訴訟で原告数は3万6000名を超え、訴訟団でも全国基地爆音訴訟連絡会を作って活動していますが、弁護団でも全国の体制が整いました。全国の原告・弁護士が協力して勝訴を目指して頑張りましょう。

## 2月5日 岩国爆音訴訟が結審 最終弁論で応援陳述

富田 隼 弁護士



平成27年2月5日、山口地方裁判所岩国支部で14時から2時間で行われた岩国爆音訴訟第30回口頭弁論期日（結審期日）に出席しました。

海兵隊に公共性はないこと及びオスプレイの問題（以上普天間）、

爆音による精神的被害及びW値のみで被害を測るべきでないこと（以上嘉手納）、コンター図が実態を反映していないこと（第9次横田）、自衛隊機の飛行差止め（厚木）、健康被害（小松）をテーマにして各弁護団から応援弁論がされる中で、将来にわたる損害賠償請求の意見陳述をさせていただきました。

新横田基地訴訟では、4度もの提訴の繰り返しをしていること、大人数の原告団であることから再度の提訴といっても容易なことではなく、ただでさえ爆音で日常生活を奪われているのに、訴訟追行のためにさらに日常生活の時間を奪われる問題点についての新横田の原告の方々の想いを伝えるとともに、岩国は、最初の爆音訴訟

の提訴だが、提訴の繰り返しは何度目であっても、許されてはならず、将来にわたる損害賠償請求は認められるべきである旨を裁判所に伝えました。

岩国訴訟の原告の方からは、基地の沖合移設が決まった後に、厚木からの艦載機が移駐される案が浮上するなど、表向きは安全の確保、騒音の軽減という目的を掲げながら、実は基地機能の拡大・強化を進めていたという国の態度への憤りや、滑走路が沖合に移設されても騒音は変わっていない旨の意見陳述があり、弁護団からもヘリコプターやオスプレイの低周波音の問題点についての意見陳述がありました。最後に陳述をした山田弁護士からの、「米軍は個別的自衛権にすら役に立っていない、それなのにどうして基地が存在するのか」との意見は印象的でした。



岩国基地では、住民の意図に反して格納庫の建設が進んでいる

### 新たに弁護団に加入しました

田中 洋一郎 弁護士



横田基地弁護団に新たに加入させていただきました田中洋一郎です。

私は1歳のときからずっと青梅市で生活しております。事務所も青梅市の東青梅にあります。この事務所は、もともと司法書士の父が40年近く前に開設した事務所で、私もそこで弁護士をしています。

3年前に父は他界しました。

青梅市も横田基地に近いために米軍の飛行機が飛行しているのをよく見かけます。子どもの頃によく行った市営プールでは、米軍の飛行機が轟音を響か

せながら低空を飛んでいて、とても大きく見えたのを覚えています。

この訴訟で、基地被害の騒音測定を行った瑞穂町のスーパーオリンピックも、私が立川の裁判所に行く際いつも通る青梅街道沿いにあります。

私は、弁護士になる前から公害訴訟に携わりたいと思っていて、司法試験の受験の際は、試験科目として環境法を選択しました。

昨年、非行を行った少年の処遇に関わる少年事件で、たまたま共犯の少年の担当をされていた河津先生とご縁をいただき、弁護団に加入させていただくことになりました。

私自身、弁護団としての仕事も公害訴訟も本件が初めてであり、皆様にご指導いただくことばかりになると思いますが、お力になれるよう頑張りますのでよろしく願いいたします。

### 岩国爆音訴訟結審

### 我が原告団からも3名が参加

2月5日(木)山口地裁岩国支部で、6年間・30回の裁判を重ねた岩国爆音訴訟が全ての弁論を終え結審しました。この裁判は、【米軍岩国基地を離着陸する航空機の夜間飛行差し止め】【市街地上空の訓練飛行差し止め】【艦載機の移駐差し止め】【過去分と将来分の損害賠償】を求めて、六五四人の基地周辺住民が訴えを起こしていたものです。

この結審には『第2次新横田基地公害訴訟原告団』から、瑞穂の清水・福生の御供所・八王子の中嶋の3氏が応援に駆けつけました。また同弁護団からも加納弁護士と富田弁護士が応援に駆けつけました。また富田弁護士は法廷での応援弁論も行い、岩国の原告の皆さんを激励しました。

この他にも、沖縄県の普天間、嘉手納、石川県の小松、神奈川県厚木の横田の第9次の弁護団も、代表が法廷で応援弁論を行いました。またそれぞれの原告団からも応援の参加者がありました。

翌6日(金)には岩国基地の見学バスツアーが取り組まれました。ここの基地はそもそも戦前に地元の有志達が「埋め立て地を造成し、産業を誘致して地元の振興に役立てよう！」と計画を建てた場所で、軍事基地を目的にしたものではありませんでした。ところが広島県呉に根拠地を置いていた旧日本海軍が「それならここに海軍航空隊の基地を造ろう！」と造成計画を横取りし、航空基地を造ったことが始まりだそうです。

1945年8月14日の岩国空襲で、市街地は丸焼けになりましたが、飛行場だけはほとんど無傷で残り「米軍は日本占領と同時に、岩国基地をそのまま使うことができた」と言われています。

岩国は、今回が初めての判決となります。違法・不当な爆音への歯止めとなる、公正な判決を心から願って帰路につきました。

清水幸一

### 原告団活動日記

- 1/8 原告団ニュース第16号発行・発送作業
- 1/9 第1回公害被害者総行動実行委員会出席
- 1/9 公害被害者団体合同旗開きに参加
- 1/11~12 瑞穂支部陳述書作成作業
- 1/14 弁護団会議に出席
- 1/16 原告団ニュース第17号編集会議
- 1/19 定例事務局会議
- 1/20 八王子・日野支部 第3回爆音カフェ
- 1/21 NHKからの取材に応じる
- 1/21 昭島支部会議
- 1/22 八王子・日野支部事務局会議
- 1/24 八王子・日野支部世話人会
- 1/28 第7回口頭弁論
- 1/29 現地検証準備打合せ会議
- 1/30 八王子合同法律事務所 新春の集いに出席
- 2/2 八王子・日野支部 八王子市へ要請に対する回答を聞き、懇談
- 2/5 岩国爆音訴訟結審にて傍聴支援に参加
- 2/6 岩国基地見学、全国基地連事務局長会議に出席
- 2/9 定例事務局会議
- 2/10 弁護団会議に出席
- 2/12 70W原告宅の騒音測定データまとめ開始

有刺鉄線を巻き付けた鉄条網の向こう側に岩国基地が広がっている。看板には写真撮影禁止、はしご等利用禁止と書いてあった。横田よりの警備が厳しそうだ。

